

申告が 始まります

—申告期間—

2月16日(金)~3月15日(木)



今年はお金が溜りに溜りに溜りました!

www.nta.go.jp

所得税の申告

問合せ 春日部税務署 ☎048(733)2111

自書申告で提出を

所得税の確定申告は、2月16日(金)から3月15日(木)まで春日部税務署で受け付けています。確定申告書は、申告納税の趣旨から、ご自分で作成して郵送などにより提出してください。

また、役場の会場では、給与所得、年金収入などのかたを対象に下記の日程で申告相談を行います(表2)。

事業所得のあるかた、青色申告のかたは、春日部税務署に来署ください。

収支内訳書の添付を

事業所得・不動産所得などのあるかたは、これらの所得にかかる総収入金額や必要経費の内容を記入した収支内訳書をご自分で作成のうえ申告書に添付してください。

収支内訳書の用紙は、税務署にあります。(白色申告用紙は役場にもご用意しております)

所得税の出張申告相談(確定申告)

受付期間 午前9時~正午、午後1時~午後4時 表2

会場	日にち	曜日	内容	受付対象
白岡町 役場1階 会議室	2月16日	金	税務署職員	所得税の申告 税務署から申告書 が送付されたかた (相談できないもの もあります)
	19日	月	による出張	
	20日	火	申告相談	

町から町・県民税の申告書が送付されたかたは表1の町・県民税申告の受付日程期間中に申告してください。

譲渡所得の申告相談は税務署で

土地建物、株式などを売った場合の譲渡所得の申告と相談は、役場では行っていません。該当するかたは、春日部税務署で申告相談してください。

不動産所得申告の公課資料は課税明細書で

不動産所得の申告における公課資料については固定資産税納税通知書に同封された課税資産(土地・家屋)明細書を提示して申告してください。

社会保険料控除は領収書で

国民健康保険税、介護保険の保険料などの社会保険料控除を受けるかたは、平成18年中に支払った領収書を提示して申告してください。また、国民年金保険料は、控除証明書の添付または提示が必要です。

休日申告相談

2月18日(日)、2月25日(日)に春日部税務署で申告相談を行います。平日に来署ができないかたは、ご利用ください。

納税は3月15日(木)までに

確定申告による所得税の納期限は、申告期限と同じ3月15日までです。期限内に納税してください。

納期限を過ぎますと、未納となっている税額に対し、年14.6%(5月15日までは年4.4%)の延滞税がかかります。

振替納税のご利用を

所得税の振替納税は、金融機関の預金口座から振替によって納税するものです。この制度を利用すると納期限を忘れてしまうこともなくなります。

新たに振替納税を希望されるかたは、預金先の金融機関か税務署に「預貯金口座振替依頼書」を提出してください。

所得税の納税証明書を請求されるかたに

申告及び納付の直後に納税証明書を請求される場合は、申告書の控え(税務署の收受印が押印されたもの)と領収証書の原本が必要です。その他、本人が確認できるもの、印鑑、手数料が必要です。また、代理人が申請する場合は、委任状が必要です。事前に税務署へお問い合わせください。

税源移譲により平成19年度からあなたの所得税・住民税が変わります。

内容	対象となる税	徴収する時期	増減
給与所得者	平成19年分の所得税	平成19年1月以降の徴収	減少
	平成19年度分の個人住民税	平成19年6月以降の徴収	増加
年金受給者	平成19年分の所得税	平成19年2月以降の徴収	減少
	平成19年度分の個人住民税	平成19年6月以降の徴収	増加
事業所得者	平成19年分の所得税	確定申告時 (予定納税の場合は平成19年7月、11月)	減少
	平成19年度分の個人住民税	平成19年6月以降の徴収	増加

ほとんどの納税者が該当します。詳細は広報1月号に掲載してあります。

所得税、町・県民税の

町・県民税の申告

問合せ 税務課住民税係

☎(92)1111
内線124・125・129

町・県民税の申告が必要なかた

平成19年1月1日現在、「白岡町に住所があるかた」及び「白岡町に住所はないが、家屋敷・店舗・事務所・事業所などを有するかた」は、町・県民税の申告をしなければなりません。3月15日(木)までの指定された日に申告を済ませてください。ただし、次のかたはその必要がありません。

所得税の確定申告をしたかた

給与所得のみのかたで、勤務先から町に給与支払報告書が提出されているかた

年金のみで、社会保険庁などから町に公的年金等の支払報告書が送付されているかた

昨年中に白岡町に転入したかたには、前年の実績等がわかりませんので申告書を送付していません。申告書の届いていないかたでも所得のあるかたは、指定された日に必ず申告してください。

申告に必要なもの

町民税・県民税申告書

印鑑

給与所得者及び年金所得者は、源泉徴収票

以外のかたは、所得金額の計算に必要な帳簿書類

(収入と支出がわかるもの)

生命保険や損害保険に加入しているかたは控除証明書

社会保険(国民健康保険等)に加入しているかたは、領収書

国民年金に加入しているかたは社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

医療費控除を受けるかたは、昨年中に支払った医療費の領収書及び保険で補てんされた金額のわかる書類

障害者控除の適用を受けるかたは障害者手帳または療育手帳等

その他関係書類

前年に収入がなかったかた

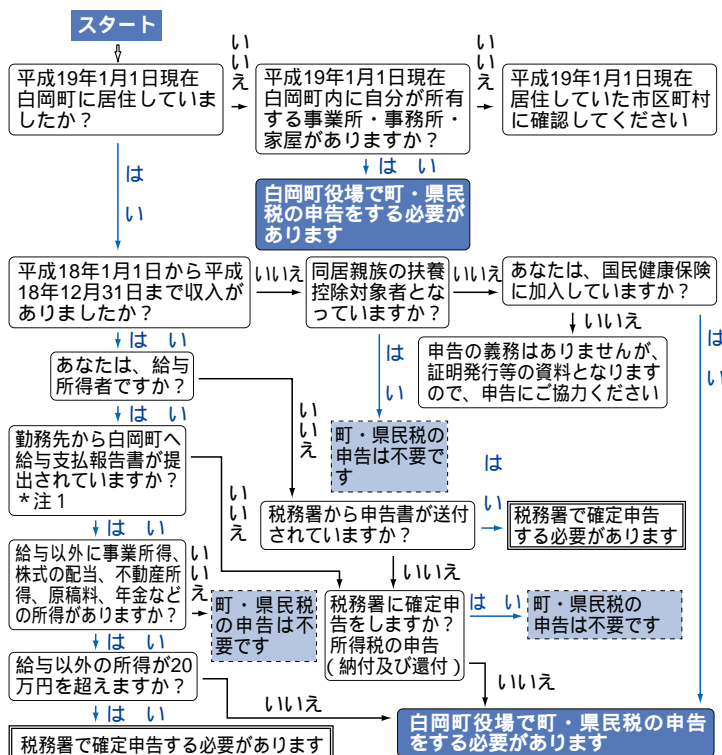
平成18年中に所得のないかたに申告書が届いたときは、申告書に収入のなかった旨(扶養になっているなど)を記入のうえ、郵送などにより提出してください。

お願い

申告は、町・県民税や国民健康保険税を計算するための基礎資料となるほか、児童手当や保育料算定など各種制度との関連があります。該当する世帯のかたは申告してください。



わたしは、町・県民税の申告をする必要があるの？



*注1) 1月現在、勤務先の給与から、町・県民税が天引きされているかどうか。(天引きされている場合「はい」へ)

町・県民税申告の受付日程

受付期間 午前9時～正午、午後1時～午後4時 表1

会場	日にち	曜日	受付対象
白岡町役場 1階会議室	2月21日	水	岡泉・実ヶ谷・千駄野
	22日	木	上野田
	23日	金	下野田・爪田ヶ谷
	26日	月	小久喜1～670番地
	27日	火	小久喜671番地～
	28日	水	篠津1～1899番地
	3月1日	木	篠津1900番地～
	2日	金	新白岡
	5日	月	野牛・高岩・寺塚
	6日	火	柴山・荒井新田・下大崎
	7日	水	白岡695～1099番地
	8日	木	白岡1100番地～・白岡東
	9日	金	太田新井・彦兵衛
	12日	月	西1丁目～5丁目
13日	火	西6丁目～10丁目	
14・15日	水・木	上記の日程に来られなかったかた	

土地・建物、株式などを売った場合の譲渡所得及び事業所得の申告相談は、役場では行っていません。該当するかたは、春日部税務署で申告相談してください。地区の指定日に申告できないかたは、表1の日程のいずれかに来庁し、申告してください。2月25日(日)に町・県民税申告の受付を行います。平日に来庁できないかたはご利用ください。なお、この日は混雑が予想されますのでご承知おきください。